社会保障審議会関係法令

○ 厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七号) (抄)

(社会保障審議会)

- 第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
 - 四 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)、介護保険法(昭和十四年法律第1十一号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)、日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員 その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○ 社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)(抄)

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- <u>5</u> 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、 その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。